

## 奈良県告示第百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保  
安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があつた。

平成二十七年六月十九日

奈良県知事 荒井正吾

一 保安林予定森林の所在場所 吉野郡天川村大字坪内三二四の一・三四六の一・三四  
六の二・三四七の一・三四七の二（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、  
三二五の一、三二五の二、三五四の二、三五四の八、三五四の九、三五四の一〇

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

### 1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字坪内三二四の一・三三五の一・三二五の二・三四六の一・三四六の一・三  
四七の一・三四七の二・三五四の二・三五四の八・三五四の九・三五四の一〇（  
以上一一筆について次の図に示す部分に限る。）

(二) 主伐として伐採をることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る  
市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

### 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を奈良県農林部  
森林整備課及び天川村役場に備え置いて縦覧に供する。）